昭和40年11月10日第三種郵便物認可　平成17年11月10日発行（毎月10日）第493号

中央会

組合活性化情報

わかやま

11
2005.11
No.493

●第2回くみあい祭り
●11月は連携組織強化月間
●くみあい元気ルポ
～紀州繊維工業（協）～
●全国先進組合事例

和歌山県中小企業団体中央会

No.493
2005.11

WAKAYAMA

Contents

今月のトピックス 1
- ～第2回くみあい祭り～

ステップアップ講座 4
- 「これからの新連携のあり方」PART II

施策情報 6
- 平成18年度中小企業関係税制改正意見の概要
- 地域ブランドの出願（商標法改正概要）
- 労働セミナー開催要綱
- 中小企業基盤整備機構の共済制度

会員だより 10
- 「トラックの日」フェスティバル
- クルマジャンボリー
- 「ぶらハハ」祭り

くみあい元気ルポ 13
- 紀州繊維工業（協）

中央会だより 14
- 組合事務局強化支援事業
- 活性化情報編集委員会
- 中小企業大学校
- 11月は連携組織強化月間

シニアパワーの活用 16

全国先進組合事例 18

地域の就職支援活動 21

情報連絡員報告 22

共済制度のご案内 24

裏表紙写真提供：ユタカ工作㈱（住金協力企業（協））松本建司氏

今月のトピックス

第2回和歌山くみあい祭り開催
～中小企業くみあい合同フェスタ～
和歌山の特産品が一挙勢揃い！

好天に恵まれた10月1日（土）、2日（日）の両日、和歌山マリーナシティ（和歌山市毛見）の「WAVE（ウエーブ）」において《和歌山くみあい祭り》を開催しました。

第2回目となる今回は、「中小企業くみあい合同フェスタ」と題し、「第19回和歌山県家具産地展」も同時開催。和歌山県内組合・企業等の優れた製品・商品を一堂に結集して頂きました。

初日オープニングセレモニーと共に、大勢の方たちが次々と来場。

地元産品の展示即売ブースや蒔絵・レザークラフト・桐小物・魔法のプレートなどの無料体験コーナーには早くも人の列が出来ました。

先進組合の活動事例を紹介するDVD放映、伝統工芸の再織や板金技術を使った彫金の実演コーナーなどいずれも人波が絶えず、又、2日目には、「木工教室」も開催され、親子で仲良く作品づくりに励む参加者の姿が見られました。

2日間の来場者は約6千800人にのぼり、改めて地域産品の魅力と人気の高さを実感すると共に、県内中小企業の卓越したパワーに、多くの人たちが共感した「フェスタ」となりました。

中央会　山下会長

和歌山県
下商工労働部長

くみあい祭り　フォト・アルバム

屋外テントも大賑わい！

実演・体験コーナー

同時開催の第１９回「和歌山県家具産地展」

会場狭しと展示ブースに人だかり

プ
ッ　プ
テ　ッ　座
ス　ア　講

これからの新連携の

中小企業新事業活動促進法が本年4月に施行されましたが、このうち新連携分野について国で認定された案件をご紹介しましょう。

新連携については、異業種中小企業が協力し合い、新商品や新サービスの開発など新しい事業に取り組み、これを市場化するものですが、事業内容が国から適格であると認定されれば、様々な支援が受けられることになっています。

本法施行後半年近く経過しましたが、本県がテリトリーに入っている近畿経済産業局での認定件数は次の通りです。

第1回認定	（7月14日付）	7件
第2回認定	（7月28日付）	5件
第3回認定	（9月21日付）	10件
	1～3回累計	22件

Ⅰ．認定案件の内容

今まで認定を受けた22件のうち
①県下地場産業にとって参考になると思われるケース
②連携のメンバーが少ないケース
③タテ連携の色彩が濃いと思われるケース

の3つについて、新連携支援近畿地域戦略会議（以下「戦略会議」と略す）の資料により状況を述べます。

なお、残り19件の内容については、近畿経済産業局や県中小企業団体中央会などにお問い合わせください。

<ケース1>

1．テーマ

多機能性皮革織物における素材開発、商品開発ならびに事業化（第1回認定分）

2．事業内容

西陣織の技法を生かし皮革の素材感に着目した新しい素材を開発し新事業の開拓を行う。具体的にはフッ素加工した皮革を様々な工程を経て緯糸（ヨコ糸）状に加工→経糸は抗菌性・放電作用を持つ高機能糸を使用→革製品、皮織物として完成させ、航空機、車両等従来とは異なる幅広い用途展開を目指す。

3．連携体の特徴

皮革供給会社、経糸（タテ糸）供給会社、西陣技法を基本にした加工業者、企画デザイン会社の連携体。

4．しくみ

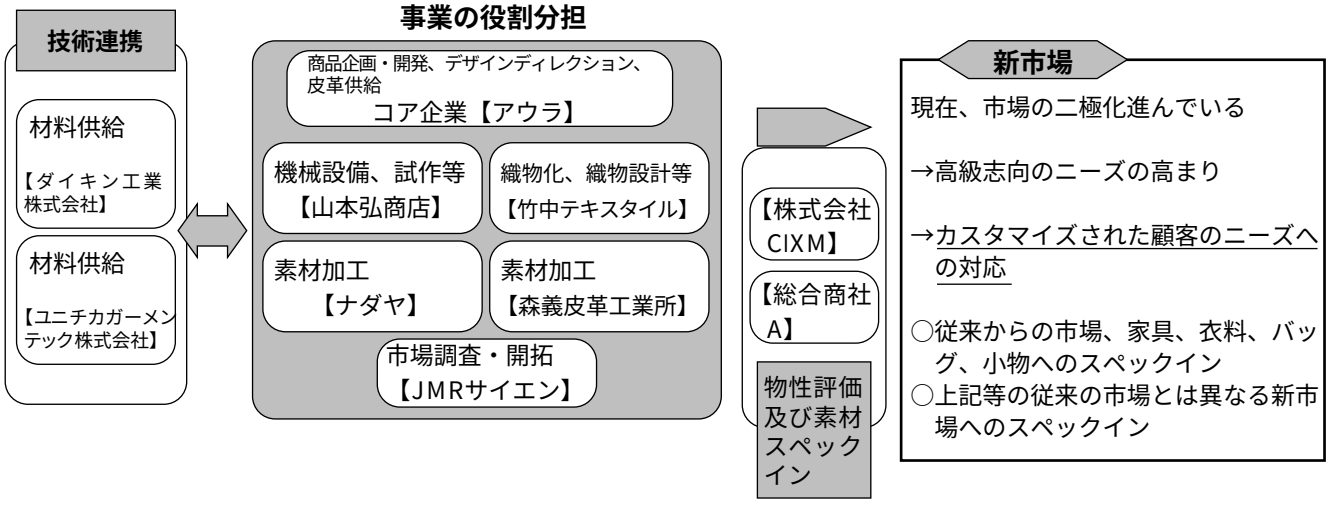

あり方 PARTⅡ

ステップアップ講座

中小企業診断士　**芝 野 箟 也**

＜ケース2＞

1．テーマ

「ぬめり」等汚れが付着しにくく、抗菌性能を持つシステムバスの開発、販売（第1回認定分）

2．事業内容

防汚性材料を表面に塗るのではなく、表面層に練り込むことにより、価格を抑え、塗装系に比べ、防汚効果の耐久性向上が期待される。

3．連携体の特徴

プラスチックの防汚技術を持つコア企業と微粒子を高粘度樹脂に混練する技術を有する企業の連携。

4．しくみ

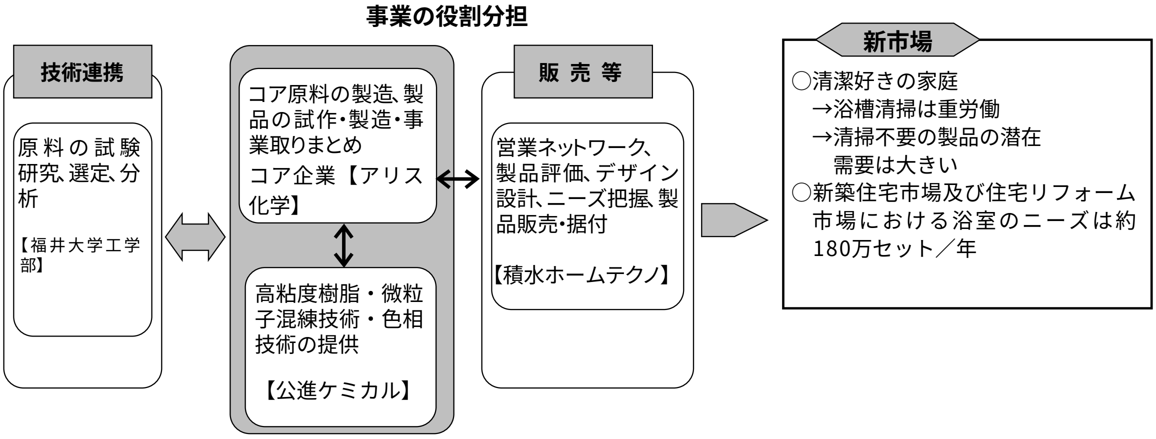

＜ケース3＞

1．テーマ

人体に優しい新素材眼鏡フレームを核に、IT技術を活用したビジネスモデルの構築、事業化（第3次認定分）

2．事業内容

略

3．連携体の特徴

福井眼鏡の基となっている素材メーカー、眼鏡枠製造および小売、卸売の一流企業の連携に、IT技術力のある企業を加えた強力な連携体。

4．しくみ

「戦略会議」の資料未入手

Ⅱ．全認定先の連携状況

1次、2次認定の12件についての状況を「戦略会議」の資料により述べましょう。

1．連携の形態（複数回答）

①技術の横の有機的連携（素材技術、開発技術、ソフト技術、製造技術、加工技術など）・・・11件

②仕事の流れの縦の連携（企画、開発、製造、システム、サービス、販売など）・・・・・・・・5件

2．販路開拓機能

①大企業が販路開拓を担当　・・・・・・・・・・6件

②コア企業が販路開拓の力を有している　・・・3件

③連携企業の中に販路開拓の力を有する企業を入れた　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3件

3．大学、自治体技術機関の役割

事業スタートのスタンスとして、市場ニーズからのスタート及び技術ニーズからのスタートが各6件となっています。このうち掲題先からの支援状況は、前者タイプが2件、後者タイプが3件となっています。

Ⅲ．近畿経済産業局への申請状況

9月上旬において認定申請件数は108件、うち本県分は8件とのことです。残念ながら、本件分で認定を受けた案件は今のところありませんが、既に申請中の分でも却下されたわけでなく、事業内容を更に充実したものに改めることにより認定が得られる可能性があります。

施策情報

平成18年度

中小企業関係税制改正意見の概要
～中小企業の活力を引き出す税制改革～

○基本的視点

我が国の雇用・産業創出を担い、地域経済を支える中小企業の経済活動を活性化するため、中小企業の財務基盤強化等に向けた取組を支援するとともに、積極的な事業展開に資する投資を促進する。

1．中小企業の財務基盤の強化・資金調達能力の向上

(1) 同族会社の留保金課税について

厳しい競争環境の中、新たな発展を目指す中小企業にとって、設備投資・研究開発等を行うための資金の確保、信用力向上を図るための財務基盤の強化といった経営課題に対処するためには、利益の内部留保が必要不可欠。同族会社の一定水準以上の内部留保に対して課される留保金課税（現行税率10～20%）は、こうした中小企業の新たな発展の阻害要因となっているため、その廃止を含めた抜本的見直しを行う。

(2) 創業5年以内の中小企業者に係る欠損金の繰戻し還付措置の延長

我が国経済を活性化するため、新産業・新事業の創出に寄与する中小企業者が、昨今の厳しい経済環境に対応できるよう、税制の整備を図る必要がある。このため、事業基盤が脆弱な創業間もない中小企業の資金繰り難を緩和するため、欠損金の繰戻し還付措置を延長する（現行：設立5年以内の中小企業について、1年間の繰戻し還付措置）。

(3) 中小企業の事業承継の円滑化に資する税制の整備

中小企業は付加価値を生み出す経済活力の原動力。それが、相続税の過重な負担のために次世代に継承されないことは、我が国経済にとって大きな損失。したがって、中小企業の事業承継を円滑化するための制度改善に引き続き取り組む（現行：事業用宅地の400㎡まで相続税評価額の80%が非課税、自社株の相続税課税価格の10%軽減措置等）。

2．ものづくり等を担う中小企業の積極的な投資促進

(1) 中小企業投資促進税制の延長

中小企業は我が国の構造改革を担う雇用・産業の原動力であり、依然として厳しい経済環境の中、引き続きものづくり基盤技術を担う企業をはじめとして意欲のある中小企業の設備投資の活性化を図る必要がある。このため、資金繰りの厳しい中で思い切った設備投資を可能とする中小企業投資促進税制を延長する（現行：特別償却（初年度30%）又は税額控除（7%））。

(2) 中小企業者等の少額減価償却資産の特例の延長

中小企業は我が国の構造改革を担う雇用・産業の原動力であり、依然として厳しい経済環境の中、大規模な投資支援だけでなく、小規模な減価償却資産の取得・更新を促進し、事業の効率化等を促進することにより中小企業の活力向上を図るため、中小企業者等の少額減価償却資産特例を延長する（現行：30万円未満の減価償却資産を取得した場合の全額損金算入）。

3．中小企業技術基盤強化税制（上乗せ措置）の延長

経済活力の源泉であり、新事業・雇用創出の担い手である中小企業が経済・社会のニーズに即応した技術革新を図ることは不可欠。今後とも、我が国製造業を支えるものづくり基盤技術の高度化に向けた研究開発をはじめとする中小企業の研究開発への積極的な取組を支援するため、中小企業の試験研究費に対する税額控除割合の上乗せ措置を延長する（現行：試験研究費の15%を税額控除（12%は恒久措置、上乗せ分3%が時限措置））。

4．その他の中小企業関係税制措置

（1）中小企業組合の信頼性の向上等のための中小企業等協同組合法の改正に伴い、引き続き所要の措置を講じる。
（2）まちづくり3法の見直しに伴い、空き店舗対策を強化するため小規模宅地への相続税課税の適用等について所要の措置を講じる。
（3）中心市街地において、中小小売商業高度化事業計画の認定を受けた商店街振興組合等が行う商業施設等の整備を促進するため、商業施設等の特別償却（8%又は12%）制度の適用期限を延長する。
（4）独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一定の政策目的に合致した工場等の移転等に対して、譲渡益課税の繰延べを認める買換え特例制度（圧縮記帳による損金算入制度（圧縮限度額80%））の適用期限を延長する。
（5）課税上の運用の明確化のため、その実態等を踏まえつつ、交際費等の範囲の明確化について所要の措置を講じる。
（6）事業形態による課税の不公平解消のため、個人事業主の報酬について勤労性に配慮した所要の措置を講じる。

平成18年4月より 地域団体商標（地域ブランド）の出願始まる
―― 商標法改正の概要 ――

近年、地域の事業者が一体となって、当該地域の自然や歴史といった要素に起因した特色を有する商品を生産し、その地域の産品であることを表すために地名と商品名を組み合わせた名称を用いて他地域との差別化を図る地域ブランドの取組が各地で活発になっています。

しかし、こうした地域の産品の評価が高まるにつれて、他地域で生産された商品にその名称を使用した模倣品が市場に出回り、地域ブランドの評価や信用が毀損されるとの問題点が顕在化しています。

このような地名と商品名からなる商標については、従来の商標法の下では、それが全国的に広く知られている場合や、他の図形と組み合わせて使用する場合に限り登録が認められており、発展段階におけるブランドを保護するのに必ずしも適切な制度となっていないのではないかとの指摘があります。

このため、本改正法においては、このような地名と商品名を組み合わせた商標がより早い段階で登録を受けられるよう、地域団体商標制度を導入し、地域ブランドの育成に資することを目的としております。

具体的には、地域団体商標の登録に際して、主体が要件に適合しているか（事業協同組合、農業協同組合等）、周知性の要件を満たしているか（商標が使用された結果、出願人の業務に係る商品又は役務を表示するものとして一定の範囲の需要者に認識されるに至ったか）、商標中に用いられる地域名と商品又は役務が密接な関連性を有しているか（商標中の地名が商品の産地、原材料の産地等であるか）といった点について審査を行い、地域の事業者が一体となって取り組む地域ブランドの保護を図ることとしています。

対象となる商標は、①地域名と商品又は役務の普通名称からなる商標、②地域名と商品又は役務名の慣用名称からなる商標、③①又は②に商品の産地・役務の提供の場所を表示する際に付される慣用文字が加えられた商標（例：本場○○）です。

なお、地域団体商標の出願は、改正法の施行日の平成18年4月1日から可能となります。

アスベスト（石綿）除去等対策融資の新設について

中小企業向け融資の「振興対策資金（環境枠）」にアスベスト対策融資を設けました。

平成１７年１１月１日から取扱します

県では、石綿被害の防止を図るため、県内の中小企業者が事業用として使用している施設の石綿除去費用等を低利で融資します。

1　融資対象　県内の中小企業者

2　対象施設及び融資条件等

（1）対象施設

吹付け石綿や石綿を含む建材が使用されている事業用施設

（2）対象費用

石綿除去及び施設改修、撤去等の工事費

石綿飛散防止工事に係る調査費、除去後の廃棄物処理費等

（3）融資限度額

5,000万円（設備資金については所要資金の90%以内）

（4）融資利率

特別利率　年1.0%（通常の振興対策資金（環境枠）は1.6%）

※今回の特別利率は平成18年3月31日までの申し込みにかかる利率です。

（5）融資期間

設備資金　10年以内
　　据置　1年以内

運転資金　7年以内
　　据置　6か月以内

（6）保証料

1.05%以内（基準保証料1.35%県が0.3%負担）

（7）保証人・担保

保証協会及び取扱金融機関の所定の条件による

（8）融資枠　10億円

（9）申請窓口

・対象施設認定

各保健所衛生環境課又は環境生活総務課

・融資申し込み

各振興局地域行政課又は産業支援課

お問い合わせ先

・対象施設認定に関すること
　環境生活総務課
　TEL 073-441-2674

・融資に関すること
　産業支援課
　TEL 073-435-2568

県ホームページ「和歌山県情報館」（http://www.pref.wakayama.lg.jp）にて公表します。

平成一七年度労働セミナーのご案内

このセミナーは、当面する労働問題等について理解と認識を深めていただき、健全な労使関係の確立と労働者福祉の向上に寄与することを目的として開催します。

日　時

平成17年12月6日（火）
13：00～16：00

場　所

アバローム紀の国 3階 「孔雀の間」
（和歌山市湊通り丁北2－1－2）

講義内容及び講師

第1部　13：00～15：00

「企業を危機から守る危機管理のノウハウ」

講師　田中危機管理・広報事務所
　　所長　田中正博氏

組織やマニュアルだけでは企業の危機は防げない。経営者に、従業員に、ちょっとした心得があれば、企業の危機はいくらでも未然防止できる。

1000件を超える企業の深刻な危機管理のコンサルティング経験から得た、どんな企業でもすぐに役に立つ企業を危機から守るノウハウについて、さまざまな事例を紹介して説明します。

第2部　15：00～16：00

「危機管理とストレス」

講師　アクト研究室　代表　鳥渕朋子氏

危機管理にはいろいろな分野がありますが、世代間ギャップや男女の差異、あるいはコミュニケーションの視点からストレスについて考えます。会社の中で無意識に行っている言動、行動に着目した講義を行います。

受講定員

80名

受講料

無料

主　催

・和歌山県
・和歌山県中小企業集団連合会

協　賛

・和歌山市商工会議所
・和歌山県商工会連合会
・和歌山県経営者協会
・和歌山県中小企業団体中央会
・和歌山県経済同友会

お問合せ先

和歌山県　商工労働部　労働政策局
労働企画課　（担当　大松・鷲尾）
〒640-8585　和歌山市小松原通1-1
TEL 073-441-2793
FAX 073-422-5004

中小企業基盤整備機構の共済制度は、中小企業のお役に立ちます。

小規模企業共済制度

中小企業倒産防止共済制度

もしものときにお役に立ちます。

もし取引先が倒産した場合、掛金の積立て額の10倍の範囲内（最高3,200万円）で被害額相当の貸付けが、無担保・無保証人・無利子で受けられます。

安心できる制度です。

国が全額出資の中小機構が、法律に基づいて運営しております。

税制面でメリットがあります。

毎月の掛金は法人の場合は損金、個人の場合は必要経費に算入できます。

本制度についてのお問い合わせ・お申し込みは

和歌山県中小企業団体中央会

〒640-8566　和歌山市西汀丁26番地　和歌山県経済センター7階

TEL 073-431-0852　FAX 073-431-4108　URL http://www.chuokai-wakayama.or.jp/

本制度は、独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営しております。

TEL 03-3433-7171（共済相談室）　FAX 03-5470-1542

会員だより

トラックの日フェスティバル
～より良いトラック輸送を目指して～

国内貨物輸送量の9割を占め、物流のメインでもあるトラック輸送の活動をアピールするため、トラック協会では毎年10月9日を「トラックの日」と定めています。

交通安全・環境に配慮しながら走り続ける「トラック」を主役に、10月15日（土）、和歌山マリーナシティ（和歌山市毛見）駐車場において《交通安全トラックの日フェスティバル：トラック協会主催》が開催されました。

会場内では、各支部による特産品などの販売ブースが大勢の人で賑わい、又、交通安全シュミレーター体験コーナーや、シートベルト着用効果体験などの交通安全をテーマとした催しの数々が繰り広げられ、来場者は秋の1日を十二分に満喫していました。

和歌山県貨物運送
事業協同組合連合会
ＴＥＬ：073-422-2822

2005　クルマ・ジャンボリー開催!!
～ 和歌山地区自動車整備協同組合 ～

10月16日（日）、近畿運輸局和歌山運輸支局において、和歌山地区自動車整備協同組合による、「2005　クルマ・ジャンボリー」が開催されました。

今回で15回目となるこのジャンボリーは、一般ユーザーの方々に、日頃の点検や定期点検の重要性等を知っていただくために組合が毎年実施しているものであります。

プロの整備士による愛車無料点検コーナーでは、53台の車がライトやエンジンルーム内など点検項目について、入念にチェックを受けていました。

その他、会場内では、マジレンジャーショーや野菜・魚の大安売り、「こども免許証」取得コーナー等が催され、2千人を超える多くの家族連れ客で賑わっていました。

また、危険を予測しながら運転するシミュレーション車体験コーナーや自動車転覆角度予想クイズなど、クルマ・ジャンボリーならではの催し物もありました。

和歌山地区
自動車整備協同組合
ＴＥＬ：073-422-2040

「ぶらハハ祭り」で元気全開
～ ぶらくり丁商店街協同組合婦人部 ～

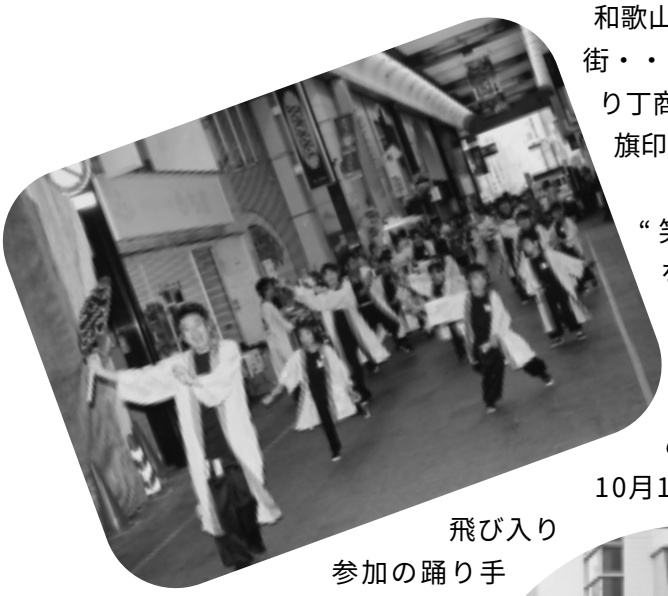

和歌山市中心部の老舗商店街であるぶらくり丁商店街・・・・かつての賑わいを取り戻そうと、ぶらくり丁商店街婦人部のメンバーが持ち前の「元気」を旗印に思いついたのが、「第0回ぶらハハ祭り」。

「ぶらハハ」は文字通り“ぶらくり丁の母”と“笑い声（ハハ）のあふれる商店街”という意味を持ち、あえて「第0回」としたのは、“ゼロからの出発”を意識したもの。

夏の「紀州よさこい踊り」にちなんで、アーケード街を踊りのパレードで賑やかに埋め尽くそうという趣向です。

10月15日（土）正午過ぎにスタートした踊り連は、飛び入り参加の踊り手たちも交えながら、元気と熱気を商店街通りに発散していたようです。

ぶらくり丁商店街
協同組合
ＴＥＬ：073-423-6912

しみあい元気よ

伝統の産地から新たなビジネスチャンスを

～ 紀州繊維工業協同組合 ～

プロフィール

大家理事長

明治20年、伊都郡の機業家有志の結束により綿布組合が結束されたのが始まりで、その後、時代と共に組合も変遷を重ね、昭和25年2月発展的統合体として、現在の組合となりました。

業界近況について

国内需要の長期低迷の中、当産地業界としても大変厳しい経営環境下におかれていますが、日々活路を見出そうと積極的に販路開拓に取り組んでいます。今までの商社、問屋に依存した経営から「自分でつくったモノは自分で売る」という展開に可能性を求めていく企業が増えてきたのです。その現れとして、国内、海外での展示会出展企業が増加し、又、組合活動を通じて産地外企業や機関との交流・連携に積極的な企業も多くなってきました。当産地もまだまだ可能性を秘めた産地であることを確信しております。

イベント事業等組合ＰＲ

国内外での展示会に出展、産地のブランド化やビジネスチャンスに繋げていきます。

組合としては、組合員企業の販路開拓や商品開発に少しでも役立ち、又、具体的に企業活動に結びつくような事業を推進していきたいと常に考えております。

組合所在地	〒649-7205 伊都郡高野口町名倉1067番地
Ｔ　Ｅ　Ｌ	0736-42-3113
Ｆ　Ａ　Ｘ	0736-42-2054
Ｕ　Ｒ　Ｌ	http://www.koyaguchi.com/
設立年月日	昭和25年2月28日
組合員数	107名

中央会だより

組合事務局強化支援事業で経理講習会

中央会では、今年度より組合事務局強化支援事業として、事務局の強化と組合経理のＩＴ化の推進をはかるため、経理講習会を実施しました。

9月27日（火）～10月11日（火）迄、組合事務局の経理担当者の方々を対象に、簿記講習会2回、会計ソフト講習会4回と計6回に分けての開催となりました。

前半の簿記講習会では、勘定科目と仕訳、貸借対照表・損益計算書の仕組み等について、後半は、会計ソフトを使用することによって、振替伝票等を入力するだけで、貸借対照表・損益計算書等が作成される会計ソフト講習会を実施。

出席者からは、事務の合理化とミスの減少につながると講習会の評判もよく、今後会計ソフトを導入したいとの声も数多くありました。

今年度に引き続き、来年度も経理講習会を開催しますので、ご参加をお待ちしております。

☆中小企業大学校☆　　**【関西校研修のご案内】**

経営者講座Ⅳ
21世紀前半を勝ち抜くための開発型・創造型経営

◆開催場所／マイドームおおさか
交通：地下鉄　中央線及び堺筋線の堺筋本町駅or谷町線の谷町四丁目駅下車7分
住所：〒540－0029　大阪市中央区本町橋2番5号

◆対 象 者／経営者・経営幹部
◆期　　間／平成18年1月14日（土）　（1日間＝6時間）
◆定　　員／40名
◆受 講 料／1万2千円（税込み）

活性化情報編集委員会議

10月19日（水）、中央会ではアバローム紀の国において活性化情報編集委員会議を開催しました。

各編集委員の方々に毎月発行の「中央会わかやま」の内容について検討いただき、今後の編集方針に反映させていくため、本年度第1回目の開催となりました。

組合等中小企業の連携・活性化を図っていくため、タイムリーな情報提供を迅速に行えるような“より良い誌面づくり”を目指し、編集委員の方々から様々なご意見をいただきました。

◆研修内容

景気が上昇していた状況下では現状維持の経営でも、経営に変化を求めなくとも、企業は発展することができました。しかし、現在は現状維持の経営、変化の無い経営では衰退してしまう状況が続いています。このような状況下で求められているのが、勝ち伸びるための企業経営です。

本コースは、勝ち伸びるための企業経営である「開発型・創造型経営」について、ケーススタディを用いながら学んでいく新しい経営者セミナーです。今の中小企業に必要な企業経営のあり方、そしてそれを実行させるための人材育成について考えていただきます。

講師：株式会社日本経営研究センター　代表取締役　服部　吉伸

※ お申込・お問い合わせ ※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

中小企業大学校　関西校　　住　所／〒679－2282　兵庫県神崎郡福崎町高岡
ＴＥＬ／0790－22－5931　　ＦＡＸ／0790－22－5941　　ＵＲＬ／http://kansaiko.jp/

シニアパワーの活用

65歳雇用導入プロジェクト

高年齢者雇用安定法改正の概要

平成25年4月までに65歳までの雇用が全ての企業に義務づけられました。
雇用確保義務は、平成18年4月1日より平成25年4月1日までに段階的に雇用義務年齢を引き上げる必要があります。
定年の定めをしている事業者については、①65歳までの定年の引き上げ、②継続雇用制度の導入、③定年の定めの廃止、以上のいずれかの高年齢者雇用確保措置を講じなければなりません。

62歳 H18.4～H19.3 ▶▶ **63歳** H19.4～H22.3 ▶▶ **64歳** H22.4～H25.3 ▶▶ **65歳** H25.4～

Q & A

Q 継続雇用を希望する者について、定年後は子会社で派遣労働者として継続雇用されるという制度を導入した場合は、継続雇用制度を導入したということでよいのでしょうか。

A **改正高年齢者雇用安定法第9条の継続雇用制度については、定年まで高年齢者が雇用されていた企業での継続雇用制度の導入を求めているものですが、定年まで高年齢者が雇用されていた企業以外の企業であっても、両者一体として一つの企業と考えられる場合であって、65歳まで安定した雇用が確保されると認められる場合には、改正高年齢者雇用安定法第9条が求める継続雇用制度に含まれるものであると解釈できます。**

具体的には、定年まで雇用されていた企業と、継続雇用する企業との関係について、次の①及び②の要件を総合的に勘案して判断することとなります。

①会社との間に密接な関係があること（緊密性）
具体的には、親会社が子会社に対して明確な支配力（例えば、連結子会社）を有し、親子会社間で採用、配転等の人事管理を行っていること。

②子会社において継続雇用を行うことが担保されていること（明確性）
具体的には、親会社においては、定年退職後子会社において継続雇用する旨の、子会社においては、親会社を定年退職した者を受け入れ継続雇用する旨の労働協約を締結している又はそのような労働慣行が成立していると認められること。
また、その子会社が派遣会社である場合は、継続雇用される労働者について、「常時雇用される」ことが認められることが必要であると考えられます（派遣先がどこかは問いません。）。

具体的には、次のいずれかに該当する限り「常時雇用される」に該当すると判断されます。

①期間の定めなく雇用されている者
②一定の期間（例えば、2か月、6か月等）を定めて雇用される者であって、その雇用期間が反復継続されて事実上①と同等と認められる者。すなわち、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている者又は採用（再雇用）の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる者
③日々雇用される者であって、雇用契約が日々更新されて事実上①と同等と認められる者。すなわち、②の場合と同じく、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている者又は採用（再雇用）の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる者

なお、雇用保険の被保険者とは判断されないパートタイム労働者であっても、①から③までのいずれかに該当すれば「常時雇用される」と判断されます。

問い合わせ相談先	65歳雇用導入プロジェクト TEL：073-431-0852　FAX：073-431-4108 E-mail：info@chuokai-wakayama.or.jp

進めよう！個性と魅力の中小企業連携

11月は連携組織強化月間

中央会は、組合をはじめとする中小企業連携組織に対して、
その設立から事業運営までさまざまな支援を行っています。

中小企業組織の設立・運営についてのご相談は最寄りの中央会へお問い合わせ下さい。

全国中小企業団体中央会・都道府県中小企業団体中央会

http://www.chuokai.or.jp

全国先進組合事例

鳥取県 若桜街道商店街振興組合

地域資源を活用！オリジナル商品〝おかしいたけ〟を開発

所在地 〒680-0055
鳥取市戎町111-2

電話番号 0857-24-9191

FAX番号 0857-23-1938

設立 昭和38年8月

出資金 2,409万円

地区 鳥取市戎町他

主な業種 小売業、サービス業

組合員 100人

専従理事 1人

URL http://www.chuokai-tottori.or.jp/wakasa21/

地産地消をテーマに日本で唯一の菌類研究所を保有する菌興椎茸（協）と連携して地域消費者に安全で健康増進に寄与する商店街のオリジナル“おかしいたけ（商標登録済）”を開発

背景と目的

街並景観整備事業の完了前、当組合理事長が組合事業の次の展開として地域や組合員に貢献できるソフト事業を模索していたとき、鳥取県中央会から一店逸品運動の提案があり、その象徴として地域資源を活用した商店街のオリジナル商品を開発することになった。

地域活性化に貢献する事業・活動の内容

日本で唯一の菌類研究所を保有する菌興椎茸協同組合と連携して地域消費者に安全で健康増進に寄与する商店街のオリジナル「おかしいたけ」を開発した。開発にあたって、①理事長のリーダーシップ、②開発にあたって一番消費者に近い女性部員を多数登用、③原料調達が地元で行えた、④買回り商店街のなかで開発商品を食料品に絞り込んだ、⑤組合員に製造ノウハウがあった、⑥販路開拓の支援者があった、⑦一店逸品運動の中で象徴的に商店街のオリジナル商品を開発し組合員から理解されたこと、が大きかった。

成果

わずかではあるが、現在鳥取市が推進している地産地消と、鳥取では初となる商店街ブランド商品を開発できたことは、地域から情報発信や地域をPRするうえで貢献できた。また、商店街の知名度のアップや組合員の意識改革も図られ、加えて当初のもう1つの目的であった「ここでしか買えないもの」を実現できた。「おかしいたけ」に進化がみられず価値が低下しつつあるが、この対応策として異なる製造方法による競合商品の開発やパッケージデザインの一新を図り、ベースとなっている一店逸品運動についても専門家を活用した個店の経営支援事業でさらに深堀りしていくこととしている。組合が所有する鳥取市商業福祉センターを活用した託児所、子育て支援、カルチャーセンターによる複合機能施設へのリニューアル整備を目指すなど地域活性化に意欲的に取り組んでいる。

▲ おかしいたけ

山口県 福の里企業組合

地域資産を活用した新産品で村おこし　特許品も誕生

所在地 〒758-0501
阿武郡福栄村紫福2556-4

電話番号 0838-53-0824

FAX番号 0838-53-0824

設立 平成15年1月

出資金 22万円

組織形態 集中型企業組合

実施事業 山口県の特産品の研究・開発・製造及び販売事業

組合員 13人

従事組合員 7人

組合従業員 4人

URL http://www.joho-yamaguchi.or.jp/fukuesho

「福栄村特産品開発グループ」から事業を引き継いで企業組合を設立。野菜をそのまま炭にした「お炭つき」は特許が成立し、メディアの紹介で村おこし活動の士気も高まる

背景と目的

「福栄村らしい土産品が欲しいね！」との想いから「福栄村特産品開発グループ」を発足させ、村ぐるみの活動により、20品目以上の新商品を開発・販売してきた。売上も順調に伸びてきたが、一方で任意団体としても活動に制約を感じるようになっていた。

そこで、対外的信頼度の向上、会計税務処理の適正化による財務体質の強化を図るため法人化の検討を行った。同グループの出資者を巻き込み、その経営資産をすべて引き継ぐことを前提に、少額の資本で法人格と有限責任を取得できる企業組合を設立することになった。

▲ お炭つき

組合の特徴と事業概要

「福栄村特産品開発グループ」から営業権を受けて事業を継承するとともに、事業性のある新商品、新企画を、従来の枠を取り払って幅広く研究開発し、製造・販売を行うことにした。営業権の使用料として利益の一部を同グループに還元することになっている。

成果

「福栄村物語」の統一ブランドの下に、村の米・そばを活用したお菓子を完成させた。さらに委員会、視察、試作と評価など一連の体験を通して、開発手順のノウハウが蓄積できた。

「お炭つき」は、山口県特産品振興奨励賞を受賞している。平成15年3月には特許権が成立し、独創商品としての優位性が確保でき、販売促進がさらに容易となっている。今後も新商品の開発、製造により事業規模は伸びると考えられ、組合本体のほか、原材料の生産、加工者や流通関係者等、地域の雇用の創出、拡大も期待できる。

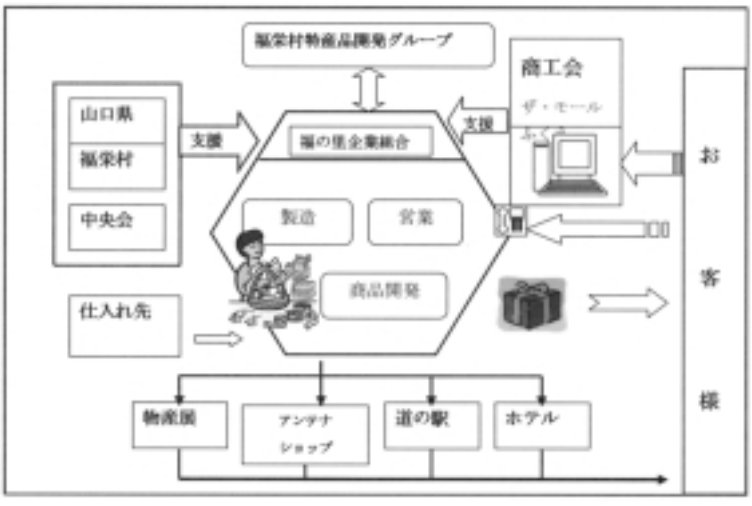

▲ 事業の仕組み

佐賀県

企業組合 諸富家具振興協同組合

組合の一体感を強める、ウェブ販売システム

所在地 〒840-2102
佐賀郡諸富町大字為重529-5

電話番号 0952-47-5097

FAX番号 0952-47-5659

設立 昭和54年6月

出資金 200万円

組織形態 産地組合

地区 佐賀市他2郡

主な業種 家具製造販売及び資材販売業

組合員 25人

組合従業員 1人

URL http://www.morodomikagu.or.jp

家具振興組合が地域のイメージアップと産地の活性化を目的として、独自でホームページを開設、家具のウェブ販売システムを構築した

背景と目的

近年の家具の流通形態は、従来の小売店、量販店販売の形態から、インターネットの普及による通販という形態も増加し、大きく変化してきている。また、中小小売店の淘汰により、工場直販の形態も増加してきている。そのようななか、消費者の動向、嗜好をいち早く情報として製造に取り入れ、商品開発に生かすことが望まれている。今回の事業は、これらの情報を正確に早く、掴むためと同時に地域のイメージアップを狙ったものである。

ITによる事業革新の内容

活路開拓調査・実現化事業を利用して組合のホームページを作成した。ホームページ上では各種家具情報、組合情報、インテリアコーディネート等消費者向けの情報を発信するとともに、直接消費者との対話ができるようになっている。また、家具のネット販売、オーダーメイド家具の受注、業者間の情報交換・取引を行っている。

▲ NET de 販売

成果

組合員25社がインターネットで結ばれ、ホームページという共通の情報媒体を活用して産地のイメージアップを図っている。また、各社のITリテラシーも向上しているが、ネット専用の新商品を開発するなど、消費者指向の商品開発へ変革した。さらにオーダーメード製品についても直接対話できるため、顧客満足を高めることができた。ウェブ販売システムは完成しており、一部販売の成果が出てきている企業もあり、これからが期待される。

平成17年度
地域労使就職支援機構事業実施計画

①労使連携による求人の確保
②求人･就職情報の積極的提供
③求職者ガイダンス･セミナー等の実施
④新卒（予定者）に対する就職支援活動
⑤ミスマッチ解消に向けた労使共同の取組み
⑥ワークシェアリングの導入促進に向けた事業の推進

〒640-8227
和歌山市西汀丁26（県経済センター4F）
TEL.073-402-2111
FAX.073-425-5086
Eメール roushi.s.s.k@carrot.ocn.ne.jp

ホームページ
http://www.waroushi.jp

情報連絡員報告 9月分

ＤＩ（ディフュージョンインデックス）値
ＤＩ値は景気が上向きか下向きかを表す数値です。
ＤＩ値＝増加（好転）割合　－　減少（悪化）割合
ＤＩ値＞０　…　景気上向き
ＤＩ値＝０　…　景気横ばい
ＤＩ値＜０　…　景気下向き

業界景況／前月比
業界景況に変化なし

前年同月比の景気動向

増加・好転⇧　不変→　減少・悪化⬇

業種＼項目		売上高	収益状況	資金繰り	業界景況
製造業	食料品	⇧	⬇	⬇	⬇
	繊維同製品	⬇	⬇	→	⬇
	木材木製品	⬇	⬇	⬇	⬇
	印刷	⬇	⬇	⬇	⬇
	化学ゴム	→	→	→	→
	窯業土石製品	⇧	→	→	→
	鉄鋼金属	⇧	⇧	⇧	⇧
	その他	→	⬇	⬇	⬇
非製造業	卸売業	⇧	→	→	→
	小売業	⬇	⬇	⬇	⬇
	商店街	⬇	⬇	⬇	⬇
	サービス業	⬇	⬇	⬇	⬇
	建設業	⬇	⬇	⬇	⬇
	運輸業	→	⬇	→	⬇
ＤＩ値		－22.5	－52.5	－40.0	－47.5

（情報連絡員40名のうち回答数40名　回答率100％）

総　評

前年同月比における「業界景況」判断指数（ＤＩ値：景気動向指数）は、マイナス47.5ポイントであり、同8月調査と比べて変化はなかった。

同8月調査と比べ、「売上高」は5ポイント改善、「収益状況」は5ポイント悪化、「資金繰り」は7.5ポイント悪化した。

9月の調査では業界景況に関して、情報連絡員40名のうち、「不変」との回答は17名、「悪化」との回答は21名で、「好転」との回答は2名であった。

年間DI値（前年同月比）の推移

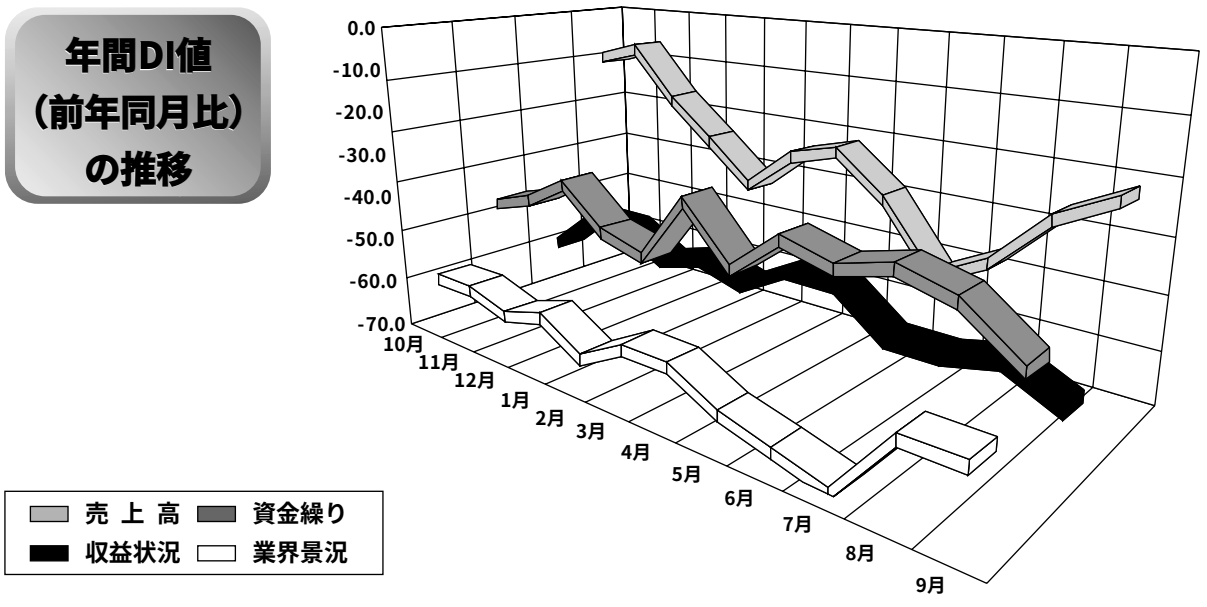

製造業

食　料　品	長期的には売上は落ちているのだが、9月に限って言えば前年対比は横ばいとなっている。しかしながら高値在庫が相当数あり、少し苦しい状況は続く。（梅干）
繊維・同製品	依然として厳しい状況である。海外商戦に挑戦する試みとして、10月の上海青島の商談会に5社参加、上海インターテキスタイル展示会に1社参加する。（ニット）
	相変わらず動きが鈍く、厳しい状況が続いています。（織物）
	操業時間が低下している。（手袋）
木材・木製品	単体型の建具は、受注が低調な推移のままである。住宅の洋風化や核家族化により、1戸当たりの建具の使用枚数は相変わらず減少している。工場新設や製造機械など設備投資等前向きな資金需要は少ない。（建具）
	不動産担保の評価が下がり、借入も困難になってきています。（建具）
	第19回和歌山県家具産地展（10月1日・2日開催）に向けて、準備推進中。（家具）
鉄鋼・金属	依然厳しい状態です。仕事の量は増大している。（住金協力）
和雑貨製造業	プラスチック原料がジリジリと高騰、品物により損失でも出荷しなければならない状態が起こりつつある。（家庭用品）

非製造業

卸　売　業	9月度の販売状況は特に事由は有りませんが、組合員各社共そこそこの業績でした。小規模店舗・マンションが目立った程度です。もう10月ですが各社共対前年100%超で推移している状況です。（電設資材）
小　売　業	依然として厳しい状況に変わりはない。消費者のニーズ、流行について行けない店舗が多い。ＩＴ化への対応が遅れている。融資を受ける元気がない店が多い。（時計）
	景気は回復しつつあると言われている。株価も上昇している。しかし和歌山市の零細小売商の皆さんからは明るい話題が聞かれない。ぶらくり丁の地価も14年連続、しかも昨対22%も下落した。定住者を増やして欲しい。10年前40万の人口だった西宮市は現在46万人を超えているとの事。（和歌山市）
	9月に入って少々涼しくなり、秋物の売上が見込めるのではと考えていましたが、今一つです。相変わらず暑い日が続き、未だ良い業況が見えてきません。（田辺市）
サービス業	世の中の様変わりのテンポが速く、景気回復の兆しは良くなったと言われているが、当業界の経営環境は悪化を持続しています。特に大型旅館・ホテルでは、将来の展望が極めて不透明です。生き残り策をいろいろ模索しているが、新しい経営手法は未だ掴めない状況です。（旅館）
	対前年同月比で、宿泊人員（94.2%）、総売上料金（96.1%）、1人当たり消費単価（102.1%）、総宿泊料金（95.2%）、1人当たり宿泊単価（101.1%）。1～9月の宿泊人員で見ると、16年は814,221人、17年は759,359人で54,862人の減（－6.7%）である。愛知博も終了、10～12月シーズンの入り込み状況が鍵。秋の受注は少しは好材料も見られるとの見方もあるが・・・。（白浜旅館）
建　設　業	公共工事受注件数、請負金額やや減少。民間工事競争激化に歯止め掛からず、工事単価の低下懸念。（電気工事）
運　輸　業	国全体の経済はようやく上向いてきたと言われているが、物流業界は燃料高騰で経営を圧迫している。景気が良くなると雇用環境が好転するため、ドライバー確保が難しくなる。これも深刻な問題である。（和歌山市）
	前月に続き連続での改定となり、昨年から10回目の値上げとなります。後進国の経済成長と原油需要が原油相場に反映するかと、10月以降灯油在庫の確保がどの程度軽油の価格に影響するかと思われます。10月も0.9～1.2円値上げの通知が来ています。軽油販売量の値上げによる落ち込み、運賃も安く苦しい時。みかんの出荷を控え、軽油の値上げは組合員には厳しい状況が当分は続く。（有田トラック）

実施共済制度一覧

マキシムR
（逓増定期保険）

損金で落としながら有退時の役員退職金の準備が出来ます

総合保障プラン

集団割引なのでどこよりも安い掛金で、高額保障・高額医療保障

年金共済
（拠出型企業年金保険）

高齢化社会に備え、老後生活資金が準備できます（個人年金保険料控除適用可）

特定退職金共済制度

大企業並みの退職金制度の確立で、優秀な人材の確保を

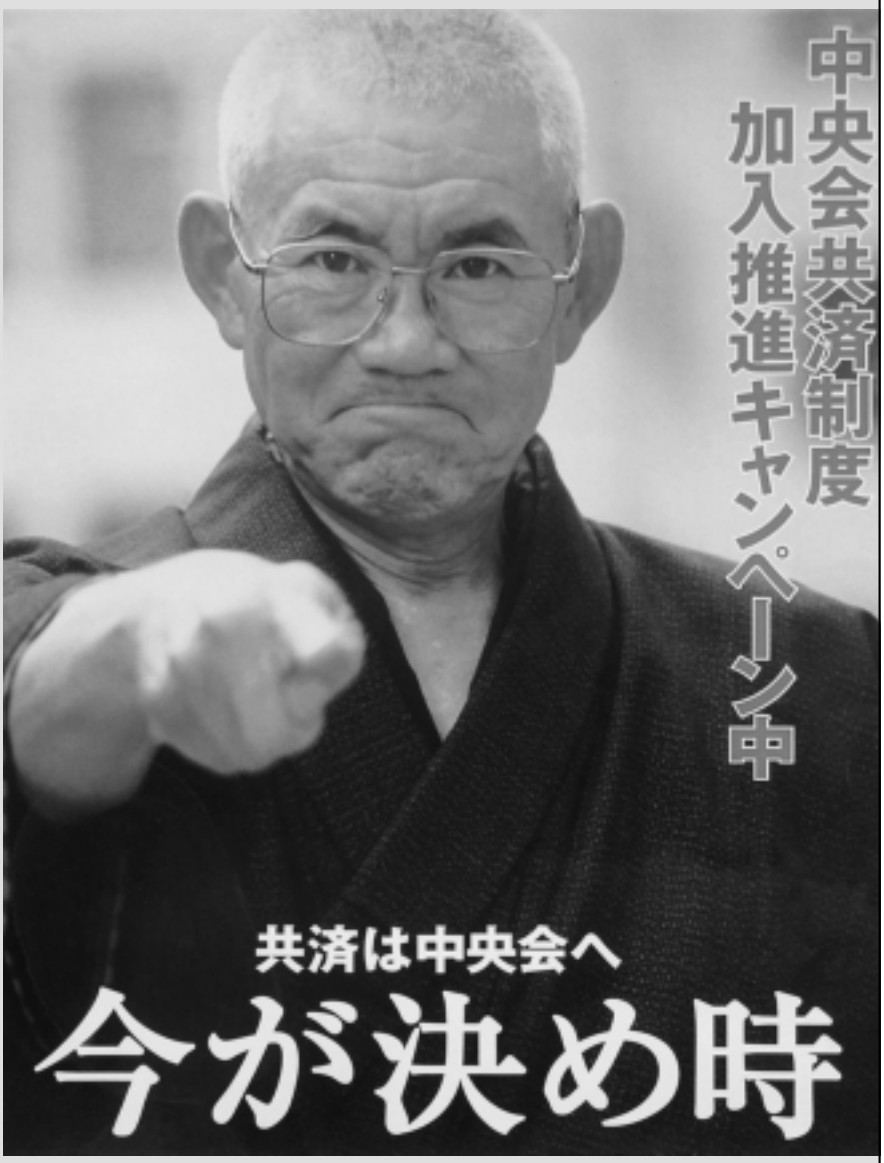

共済受託会社　**三井生命保険株式会社**

和歌山統括営業部　和歌山市北汀丁７番地

ＴＥＬ　０７３－４３３－３８０６　ＦＡＸ　０７３－４３１－５２８０

火災共済

和歌山県火災共済協同組合・和歌山県中小企業共済協同組合

普通火災共済　①火災　②落雷　③破裂・爆発　④風災・雪災
総合火災共済　上記①～④及び　⑤物体の落下・衝突　⑥騒じょう・労働争議　⑦水ぬれ　⑧盗難　⑨水災
} 担保されます

自動車事故見舞金共済

他の保険と無関係で加入車輌に係る人身事故の場合、契約者に共済金が支払われます。

保障金額（給付総額は300万円が限度です。）

給付内容		保障金額	備考
死亡共済金		300万円	被害の日から180日以内の死亡（1事故につき300万円）
後遺障害共済金		10万円～300万円	後遺障害共済金
医療共済金	入院	1日につき3,000円 複数傷害者でもよく12,000円限度	300万円限度・365日限度
	退院	1日につき1,500円 複数傷害者でもよく12,000円限度	実通院、往診を受けた日数・300万円限度・365日限度

加入車種と共済掛金（1年間の掛金）

車種		掛金額
自家用軽乗用自動車		5,500円
自家用軽貨物自動車		5,500円
自家用乗用自動車		11,000円
自家用小型貨物自動車		11,000円
自家用普通貨物自動車	2t以下	17,000円
〃	2t超	27,000円

問合先●和歌山市西汀丁26番地　TEL（073）431−3288（代）

組合代表者の皆さまへ

FUJI FIRE & MARINE

富士火災の
和歌山県中央会集団扱制度

和歌山県中央会集団扱制度とは、各種損害保険を一般で加入するよりも保険料が最大約9%安くなる※お得な保険制度です。

※保険種類・払込方法により異なります。

グループ傷害保険
経営安心部長

①労災認定を待たずに保険金をお支払い！
②従業員の入替りや人数の増減の際にも報告や精算が不要！（売上高方式の場合）
③通勤途上や経営者の業務上災害も補償！
④特約により24時間補償、病気死亡による葬祭費用も実費補償！
※葬祭費用保険金は建設業の場合下請負人およびアルバイト･パートは被保険者に含まれません。
⑤入院･通院保険金は1日目からお支払い！
⑥特約により地震などの天災を補償！
⑦建設業の場合、下請負人担保･経営事項審査の加点対象！
※経営事項審査の加点となるのは、一定の条件を充足した場合のみです。

グループ傷害保険
入院医療保険金支払特約付帯

新 経営安心部長

①お仕事中のケガはもちろん、日常の病気入院も補償！
②年齢･性別･職業に関係なく保険料は一律！
※入院医療保険金特約にかぎります。
③医師の診査は不要。各人の告知も不要！
※被保険者数が5名以上の場合に限ります。
④記名不要の人数式契約で、人の入替え時もスムーズ！
⑤全員付保の場合に掛金は全額損金処理が可能！
被保険者数5名以上かつ全員付保（一部例外を除く）が条件となります。

医　療　保　険
医療費用担保特約付帯

みんなの建保

ケガまたは病気により日本国内で一泊2日以上入院した場合
①健保の3割自己負担分をお支払いします！
②差額ベッド代をお支払いします！（日額15,000円限度）
③入退院時の交通費をお支払いします！
④ホームヘルパー費用、付添看護費用をお支払いします！
⑤最先端技術の高度先進医療費用をお支払いします！

※この広告の内容は概要の説明です。詳しくは、弊社担当者社員･代理店にご照会ください。

富士火災海上保険株式会社
〈本　社〉
〒542-8567
大阪市中央区南船場1-18-11
TEL.06-6271-2741（大代表）
HOME PAGE
http://www.fujikasai.co.jp
〈東京本社〉
〒104-8122
東京都中央区銀座2-12-18
TEL.03-3542-3911（大代表）

保険のご質問・ご相談は…
0120-228-386
保険もしもしコール
事故の受付・ご相談は…
0120-220-557
24時間365日 事故受付相談サービス

中央会わかやま
11
2005.11
No.493
第493号　昭和40年11月10日第三種郵便物認可　平成17年11月10日発行（毎月10日）　定価五〇円

雑賀崎の夕日（和歌山市）

和歌山県中小企業団体中央会
〒640-8566　和歌山市西汀丁２６番地
和歌山県経済センター７階
ＴＥＬ　０７３－４３１－０８５２
ＦＡＸ　０７３－４３１－４１０８
ＵＲＬ　http://www.chuokai-wakayama.or.jp/
E-mail　info@chuokai-wakayama.or.jp

PRINTED WITH SOYINK
この情報誌は、環境に優しい大豆油インキを使用しています。
この情報誌は古紙100%を使用しています。